



定 款

昭和27年 1月26日改正
昭和29年 5月26日改正
昭和31年11月22日改正
昭和32年 5月13日改正
昭和35年11月28日改正
昭和36年 5月26日改正
昭和36年11月28日改正
昭和38年 5月29日改正
昭和39年11月27日改正
昭和41年 5月28日改正
昭和42年 5月29日改正
昭和43年11月28日改正
昭和46年 5月28日改正
昭和50年 5月30日改正
昭和53年 6月29日改正
昭和57年 6月29日改正
昭和60年 6月28日改正
平成 3年 6月27日改正
平成 6年 6月29日改正
平成10年 6月26日改正
平成11年 6月29日改正
平成13年 6月28日改正
平成14年 6月27日改正
平成15年 6月27日改正
平成16年 6月29日改正
平成17年 6月29日改正
平成18年 6月29日改正
平成20年 6月27日改正
平成21年 6月26日改正
平成27年 6月26日改正
平成28年 6月29日改正
平成29年 6月29日改正
平成30年 6月28日改正
令和 4年 6月29日改正

株式会社オリジン

株式会社オリジン定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社オリジンと称し、英文では、Origin Company, Limitedと表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 整流器その他電気機器、機械部品の製造および販売
- 前号に付帯する設備工事
- 合成樹脂製品の製造および販売
- 不動産の賃貸・管理・保有ならびに運用
- 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 取締役会
- 監査等委員会
- 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、26,600,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 12 条 （株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条 （招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第 14 条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条 （招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条 （員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15 名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

第 20 条 （選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条 （任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時株主総会の終結の時までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- ③前 2 項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第 24 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 26 条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 28 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 29 条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 31 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 32 条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

第 33 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 35 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 36 条 (剰余金の配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附 則)

第 1 条

現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

第 2 条

前条の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条は、なお効力を有する。

第 3 条

本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前条の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。